

交通遺児援護関係の主な団体

名 称	所 在 地 電 話 番 号	主 な 事 業
奈良県交通災害遺族会	磯城郡田原本町小坂176-13 0744-32-6645	◆遺児をはげます事業の実施 ◆機関紙「友愛だより」の発行 ◆合同慰霊祭の実施 ◆その他
自動車事故対策機構 奈良支所	奈良市三条町487 小山ビル3階 0742-22-0613	◆0才から中学校卒業までの交通遺児等に育成資金を無利子で貸付け(所得制限有)
公益財団法人 是川奨学財団	大阪市中央区高麗橋1-5-14-303 06-6222-2077	◆高校・大学等進学者に対し、奨学金を給付または貸与(所得制限有)
公益財団法人交通遺児育英会	東京都千代田区平河町2-6-1 03-3556-0771	◆高校・大学等進学者に対し、奨学金を貸与

▶詳細は、直接団体へ問い合わせてください。

奈良県交通事故相談所について

県では、交通事故相談所を無料で開設しております。専門の相談員が相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

設 置 場 所	所 在 地	電 話 番 号
奈良県総務部 安全・安心まちづくり推進課	〒630-8501 奈良市登大路町30 県庁内	0742-27-8730

▶上記のほかに、県内で巡回相談も実施しております。詳細は、安全・安心まちづくり推進課にお尋ねください。



H25.4.26改訂版

奈良県交通遺児等援護事業

ご 案 内 (平成25年度)



社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

〒634-0061 橿原市大久保町320-11

電話 0744-29-0100

FAX 0744-29-0101

奈良県交通遺児等援護事業とは

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会は、交通災害又は自然災害により、父又は母等を失った児童の健全な育成及びその福祉の増進を目的として、激励金や入学祝金等の給付事業を行います。

◇交通遺児等激励金（遺児一人につき100,000円） ⇒死亡より1年以内に住所地の市町村役場へ申請。
◇交通遺児等入学祝金（小学校、中学校、高等学校各入学時 遺児一人につき50,000円） ⇒上記各入学時より1年以内に住所地の市町村役場へ申請。 ※平成25年度に限り、小学校、中学校、高等学校の各在学中の遺児も給付対象とする。
◇給付要件 ⇒父または母等の死亡時、遺児が奈良県内に住所を有していること。 ⇒父または母等の死亡時、遺児が満18才未満であること。
◇給付 ⇒激励金・入学祝金は、遺児を養育する保護者へ給付。
◇メンタルケア助成（保護者に対し30,000円以内） ⇒生活や子育て等に不安を持つ保護者を対象に、心理カウンセリングの利用に係る費用を助成。 ※カウンセリング利用回数（初診から1年以内で6回を限度）に応じ、利用費用の一部を助成。

〈用語の定義〉

交通災害とは	車両・船舶・航空機等による交通に起因する災害をいいます。
自然災害とは	風水害・地震その他の異常な自然現象に起因する災害をいいます。
遺児とは	父又は母その他の保護者が、交通災害又は自然災害により死亡した、奈良県在住の満18歳未満の児童をいいます。
保護者とは	親権を行う者・後見人その他の者であって、遺児を養育（遺児と同居してこれを監護し、かつその生計を維持することをいう。）する者をいいます。

給付を受けるための手続き

激励金及び入学祝金の給付を受けようとする場合は、住所地の市町村役場へお申し出のうえ、交通遺児等援護事業給付申請書に必要書類を添付し、市町村役場へ提出してください。

給付申請書の書き方等については、市町村役場又は下記までお問い合わせください。メンタルケア助成を受けようとする場合は、直接下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 総務課

〒634-0061 橿原市大久保町320-11

電話 0744-29-0100 / FAX 0744-29-0101

相談窓口のご案内

これからの生活や、お子さんのことなどでお困りの時は、福祉事務所やこども家庭相談センターにご相談ください。福祉事務所では、ひとり親家庭や、児童、生活に関することなどについて、こども家庭相談センターでは、専門の職員がこどもや家庭に関するご相談に応じます。また、中央こども家庭相談センターでは電話による「子どもと家庭テレホン相談」も行っています。費用は無料で、秘密は必ず守られますので安心してご相談ください。

★福祉事務所

福祉事務所	所在地	担当地域	電話番号
奈良市	奈良市二条大路南1-1-1 市役所内	奈良市	0742-34-1111
大和高田市	大和高田市大中100-1 市役所内	大和高田市	0745-22-1101
大和郡山市	大和郡山市北郡山町248-4 市役所内	大和郡山市	0743-53-1151
天理市	天理市川原城町605 市役所内	天理市	0743-63-1001
橿原市	橿原市畝傍町9-1 橿原市保健福祉センター内	橿原市	0744-22-4001
桜井市	桜井市粟殿432-1 市役所内	桜井市	0744-42-9111
五條市	五條市本町1-1-1 市役所内	五條市	0747-22-4001
御所市	御所市1-3 市役所内	御所市	0745-62-3001
生駒市	生駒市東新町8-38 市役所内	生駒市	0743-74-1111
香芝市	香芝市逢坂1-374-1 総合福祉センター内	香芝市	0745-79-7520
葛城市	葛城市長尾85 市役所内	葛城市	0745-48-2811
宇陀市	宇陀市榛原町下井足17-3 市役所内	宇陀市	0745-82-8000
十津川村	吉野郡十津川村小原225-1 役場内	十津川村	0746-62-0001
中和	大和高田市大中98-4 高田総合庁舎内	生駒郡、山辺郡、磯城郡、高市郡、北葛城郡	0745-22-1701
吉野	吉野郡吉野町上市133 吉野町中央公民館内	宇陀郡、吉野郡(十津川村を除く)	0746-32-5315

★こども家庭相談センター

名称	所在地	担当地域	電話番号
中央こども家庭相談センター	奈良市紀寺町833	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、山辺郡、生駒郡、磯城郡、宇陀郡	0742-26-3788（こども相談） 0742-22-4083（DV・女性相談）
高田こども家庭相談センター	大和高田市大中17-6	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡、北葛城郡、吉野郡	0745-22-6079(代)

★子どもと家庭テレホン相談（中央こども家庭相談センター内） ☎ 0742-23-4152

お子さんに関する悩みや心配ごとなどの電話相談です。

◆月～金 午前9時～午後8時

◆土・日・祝 午前9時～午後4時（ただし、年末・年始は休みます。）